

---

# V 企業年金研究会

---

# 企業年金研究会について(1)

## 1. 趣旨

確定拠出年金法、確定給付企業年金法のいわゆる企業年金二法は、それぞれ平成18年10月、平成19年4月に、施行から5年を経過することになる。

これらの法律の附則には、「施行後5年を経過した場合において、法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」という規定が設けられている。

このため、企業年金に関する研究会を設置し、企業年金二法について、施行の状況の検証等を行うものである。

## 2. 研究事項

- (1) 確定拠出年金の施行状況について
- (2) 確定給付企業年金の施行状況について
- (3) その他

## 3. 構成員

### <委員>

森戸 英幸(座長) 成蹊大学 法科大学院 教授  
小島 茂 日本労働組合総連合会 生活福祉局長  
小野 正昭 みずほ年金研究所 年金研究部 部長  
加子 茂 日本経済団体連合会  
駒村 康平 東洋大学 経済学部 教授  
島崎 謙治 国立社会保障・人口問題研究所 政策研究調整官  
東京大学 大学院法学政治学研究科 客員教授  
野村 亜紀子 野村資本市場研究所 研究部主任研究員  
藤井 康行 日本年金数理人会  
(住友信託銀行 年金研究センター 制度研究部長)

### <オブザーバー>

菊地 敏義 日本商工会議所  
西山 裕 企業年金連合会  
日原 知己 国民年金基金連合会

# 企業年金研究会について(2)

---

## 4. 開催概要

### <第1回企業年金研究会(平成18年10月10日(火)開催)>

議題: 1. 企業年金の施行状況について

2. 要望事項について

【日本経団連、日本商工会議所、連合、企業年金連合会、国民年金基金連合会からの意見陳述等】

3. その他

### <第2回企業年金研究会(平成18年11月6日(月)開催)>

議題: 1. 関係者からのヒアリング

【信託協会、生命保険協会、企業年金連絡協議会、国民年金基金連合会よりヒアリング】

2. その他

### <第3回企業年金研究会(平成18年11月27日(月)開催)>

議題: 1. 関係者からのヒアリング

【記録関連運営管理機関(日本レコード・キーピング・ネットワーク(NRK)、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(JIS&T))、NPO法人確定拠出年金教育協会、在日米国商工会議所(ACCJ)よりヒアリング】

2. その他

### <第4回企業年金研究会(平成19年1月24日(水)開催)>

議題: 1. プレゼンテーション

【アメリカの企業年金制度、オランダの企業年金制度について委員等からプレゼンテーション】

2. 関係者からのヒアリング

【日本年金数理人会、企業年金連合会よりヒアリング】

3. 論点案等について

---

## 參考資料

---

---

# 1. 企業年金等の比較(1)

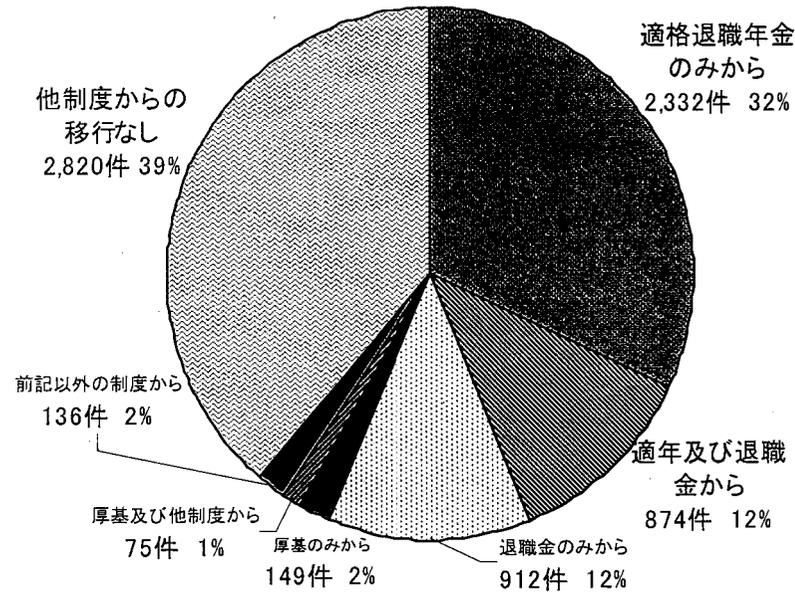
制度	確定拠出年金(掛金建て年金)		確定給付型年金(給付建て年金)			国民年金基金
	企業型	個人型	厚生年金基金 (厚生年金の一部を代行)	確定給付企業年金 (純粋な企業年金)	税制適格年金 (平成24年3月で廃止)	
基本的なしくみ	掛金額を保障(給付額は、運用成果により決まる)		給付額を保障			給付額を保障
運営主体	事業主	国民年金基金連合会	厚生年金基金	企業年金基金又は事業主	事業主	国民年金基金
加入者等	厚生年金の被保険者  (60歳未満)	【第1号】自営業者等1号被保険者  【第2号】他の企業年金を導入していない企業の従業員 (60歳未満)	厚生年金の被保険者  (70歳未満)	厚生年金の被保険者  (70歳未満)	従業員  任意	自営業者等  1号被保険者  (60歳未満)
老齢給付 (給付)	5年以上の有期又は終身年金(掛金+その運用益で年金化)  一時金選択可能		代行部分:終身年金 加算部分:半分以上は終身年金 加算部分 一時金の選択可能	5年以上の有期又は終身年金  一時金の選択可能	5年以上の有期又は終身年金  一時金の選択可能	1口目:終身 2口目~:終身or有期 一時金の選択不可
(支給開始年齢)	10年以上の加入期間で60歳  (注)10年に満たない場合、支給開始年齢を引き延ばし 61歳:8年以上、62歳:6年以上、63歳:4年以上、64歳2年以上、65歳:1年以上		規約の定め	規約の定め (60歳~65歳、50歳~60歳の退職者)	原則60歳	原則65歳
(給付水準)	3.5万円	5.2万円	加算部分:2.5万円 代行部分:3.1万円	5.4万円	8.3万円(平均月額)	1口目 原則3万円  2口目~ 原則1万円
脱退一時金	原則中途引出しができない(ただし、加入期間3年以内の場合又は資産が50万円以下の場合支給可)		3年以上の加入者に支給	3年以上の加入者に支給	任意。規約で定めれば可	任意の脱退なし。脱退一時金もない。

# 1. 企業年金等の比較(2)

制度	確定拠出年金(掛金建て年金)		確定給付型年金(給付建て年金)			国民年金基金	
	企業型	個人型	厚生年金基金 (厚生年金の一部を代行)	確定給付企業年金 (純粋な企業年金)	税制適格年金 (平成24年3月で廃止)		
掛金	事業主拠出のみ ※加入者の拠出は不可	本人拠出のみ	・代行部分:免除保険料  ・加算部分:多くは事業主の負担	事業主拠出が原則  ※加入者拠出も可  加入者が同意した場合	事業主拠出が原則  加入者拠出も可	本人拠出のみ  加入時年齢、男女別により決まる	
掛金の拠出限度額	他の企業年金なし:4.6万円 他の企業年金あり:2.3万円	【第1号】6.8万円(月額) (国民年金基金と同枠)  【第2号】1.8万円(月額)	なし	なし	なし	6.8万円(月額)  (確定拠出年金個人型と同枠)	
資産の運用・管理	個人別に管理され運営管理機関(金融機関等)から提示された商品(預貯金、株式等)の中から選択して加入者が運用を行う  積立基準がなく、企業等の追加拠出の必要なし		加入者全体の資産をまとめて、制度実施者(企業等)が運用を行う。  積立基準があり、積立不足の場合、企業の追加拠出が必要			積立基準なし	積立基準あり
税制	拠出時	非課税	非課税	非課税 ※加入者拠出:実質課税(生命保険料控除)	非課税	非課税	
	運用時	特別法人税課税  特例措置により平成19年度まで凍結	実質非課税	特別法人税課税 ※加入者拠出分:非課税  特例措置により平成19年度まで凍結	特別法人税課税 ※加入者拠出分:非課税	非課税	
	給付時	年金:公的年金等控除(標準的な年金額までは非課税)  一時金:退職所得控除	年金:公的年金等控除  一時金:退職所得控除	年金:公的年金等控除 ※加入者拠出相当分:非課税  一時金:退職所得控除	年金:公的年金等控除 ※加入者拠出相当分:非課税	年金:公的年金等控除	
受託者責任(資産運用に当たっての責務)	忠実義務:法令・規約等を遵守し、加入者等のために忠実に業務を遂行 利益相反行為の禁止:自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的で契約の締結等を行ってはならない。		忠実義務 分散投資義務:積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用 利益相反行為の禁止		なし	理事の忠実義務 理事の利益相反行為の禁止	

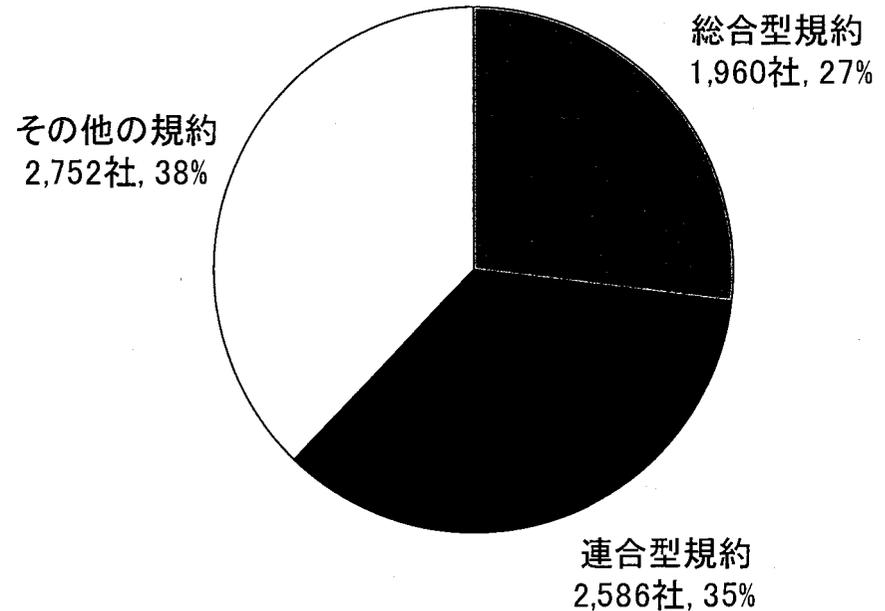
## 2. 企業型確定拠出年金の移行状況等

### ③ 他の制度からの移行状況



(平成18年8月末現在 厚生労働省年金局調べ)

### ④ 規約の種類



(注) 総合型規約…総合型という名称の入っている規約  
 連合型規約…連合型またはグループ型という名称の入っている規約

(平成18年3月末現在 厚生労働省年金局調べ)

### 3. キャッシュバランスプラン

#### (概要)

#### ○ キャッシュバランスプラン(確定給付型的一种)

→ 確定給付型と確定拠出型双方の特長を併せ持つプラン(ハイブリッド型)で、アメリカで普及しているもの。

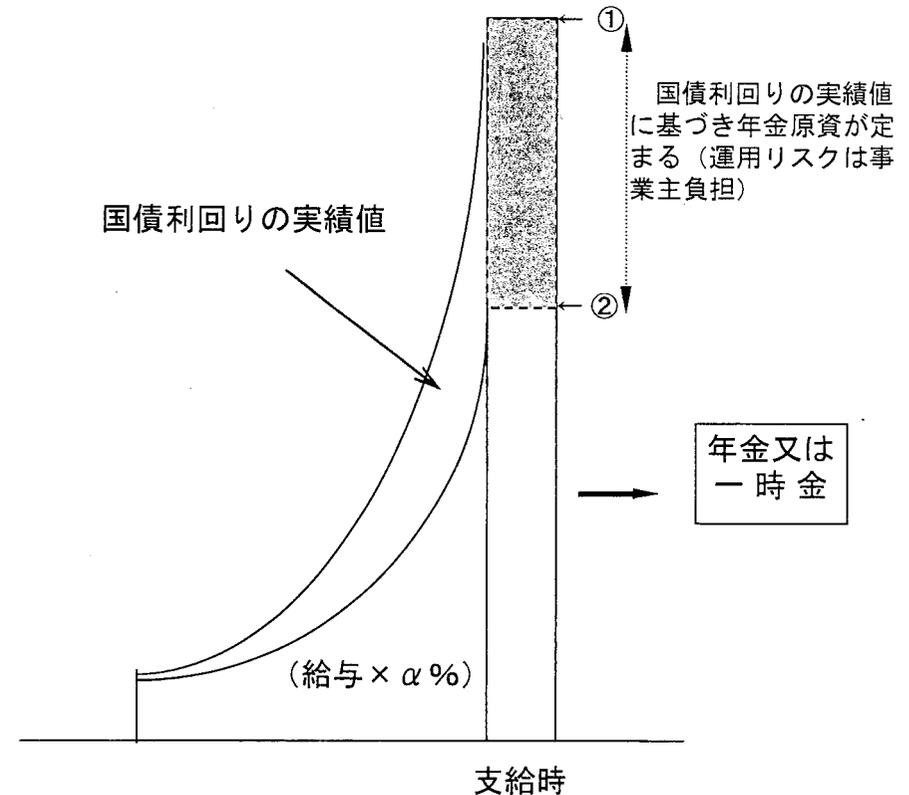
#### ○ 具体的な仕組み

- ・ 資産は一括運用され、運用リスクは事業主が負担。給付額は、例えば、各期の給与の何%といった額に客観的な指標に基づく利率で付利したものを支給開始時点まで累積した総額(年金原資)。
- ・ 客観的な指標には国債利回り等が用いられる。

#### ○ 特長(メリット)

- ・ 事業主にとっては、給付に責任をもちつつ経済環境の変化に対し柔軟な対応が可能となる。
- ・ 加入者にとっても、財政の安定が図られるとともに、客観的指標を通じた給付水準が確保され、過去期間分の原資も明確になる。

#### (イメージ)



※1 国債利回りの実績によって、①から②の間で年金原資が定まる。

※2 従来の給付設計は、

- ・ 加入者であった間の平均給与に一定の乗率や加入者期間を乗じる方法、
  - ・ 最終給与に一定又は加入者期間に応じた率を乗じる方法
- などであり年金原資はあらかじめ定まるのが一般的。

## 4. 厚年保険料率と免除保険料率の主な推移

(単位:%)

改正時	改定年月	厚生年金保険料率 (男子)	免除保険料率 (男子)
昭和41年	昭和41年10月	5.5	2.4
昭和44年	44年11月	6.2	2.6
昭和48年	48年11月	7.6	2.8(S49.11)
昭和51年	51年8月	9.1	3.0
昭和55年	55年10月	10.6	3.2
昭和60年	60年10月	12.4	↓
平成元年	平成2年1月	14.3	↓
	3年1月	14.5	↓
平成6年	6年11月	16.5	3.5
	8年10月	17.35	3.2~3.8(H8.4)
平成11年	(11年10月) (凍結)	↓	↓
平成12年	15年4月 (総報酬制の導入)	13.58	2.4~3.0
平成16年 (※)	16年10月 (凍結解除)	13.934	2.4~5.0(H17.4)
	17年9月	14.288	

(※)厚生年金保険料は、平成16年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年度以降は18.30%となる。

## 5. 厚生年金基金の資産構成割合

### 資産構成割合(年次推移)

(単位:%)

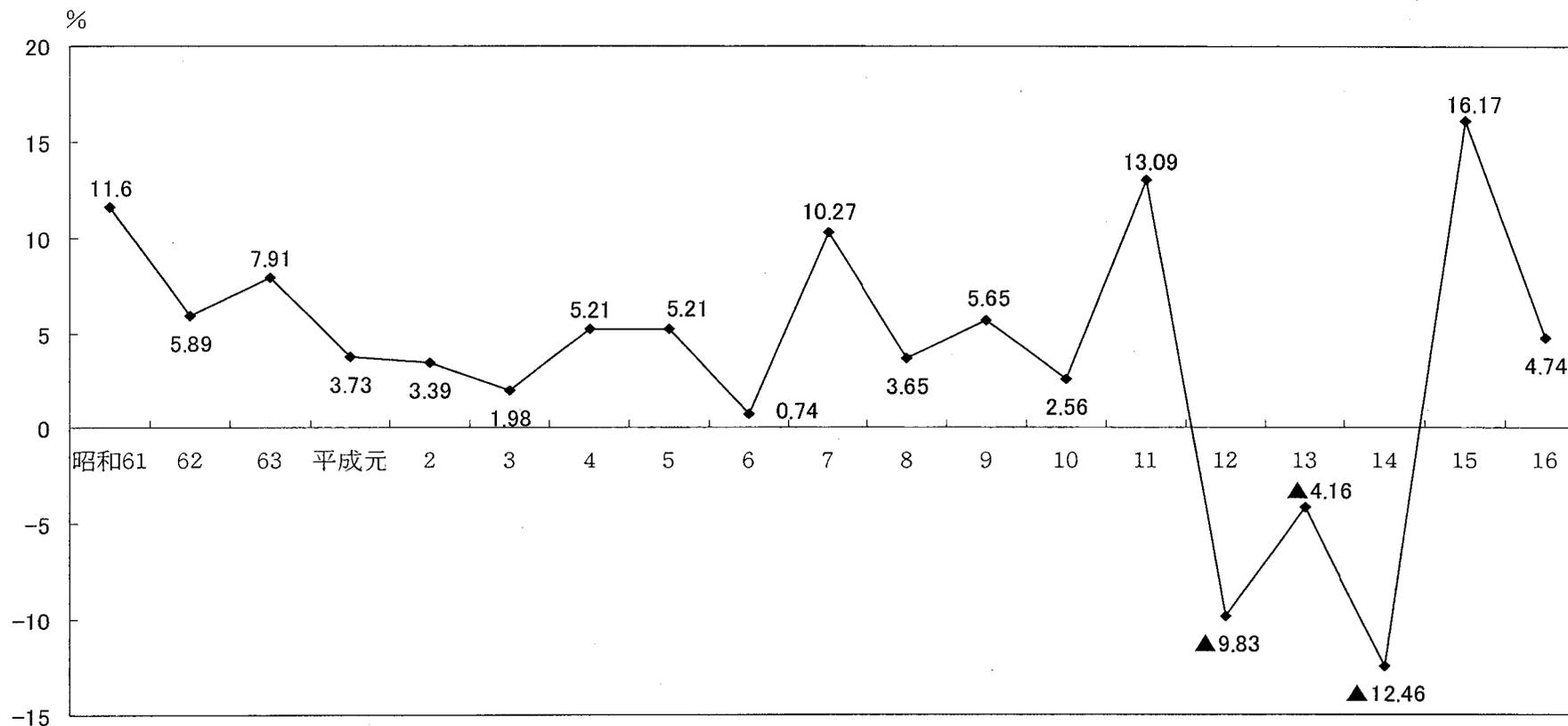
年 度	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
国内債券	22	21	21	23	20	21
転換社債	2	1	1	0	0	0
国内株式	36	34	32	26	28	29
外貨建債券	7	10	10	12	10	12
外貨建株式	18	18	20	16	15	18
一般勘定	11	11	12	14	11	8
その他	1	1	2	4	5	6
短期資金	3	2	3	4	10	6
合計	100	100	100	100	100	100

【出典:企業年金連合会「資産運用実態調査」】

(注1)それぞれの資産構成割合は、調査対象基金(全基金)合計の年度末資産総額に対する比率である。  
(平成15年度以降は調査に回答があった基金(平成16年度は784基金)の合計。)  
(注2)「その他」は、オルタナティブ投資・不動産・貸付金等である。

## 6. 厚生年金基金の修正総合利回りの推移

### 修正総合利回りの推移



【出典：企業年金連合会「資産運用実態調査」】

(注1)平成14年度までは全基金の加重平均、平成15年度以降は調査に回答があった基金(平成16年度は784基金)の加重平均。  
(注2)修正総合利回り(%)=(総合収益÷期中平均残高)×100

# 7. 厚年基金と厚年本体の運用利回りの推移

## 厚生年金基金と厚生年金本体の運用利回りの推移

年度	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54
厚生年金基金							9.02	9.22	9.58	9.57	9.51	8.99	8.39	8.54
厚生年金本体	6.41	6.47	6.46	6.45	6.46	6.47	6.47	6.38	6.60	6.93	7.03	7.13	7.00	6.88

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5
厚生年金基金	8.72	8.88	8.95	9.07	9.20	9.25	9.75	9.35	8.53	7.48	6.85	5.71	4.15	4.36
厚生年金本体	7.06	7.25	7.22	7.20	7.17	7.16	7.11	6.77	6.29	5.94	5.90	5.97	5.82	5.52

年度	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
厚生年金基金	3.21	3.51	2.64	5.74	2.49	13.09	▲9.93	▲4.34	▲12.74	16.59	4.69
厚生年金本体	5.34	5.24	4.99	4.66	4.15	3.62	3.22	1.99	0.21	4.91	2.73

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

年 度	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
最低責任準備金に付利する率	4.66	4.15	3.62	3.22	1.99	0.21	4.91	2.73

(注1) 厚生年金基金の利回りは、平成8年度までは簿価基準、平成9年度以降は時価基準である。

(注2) 厚生年金本体の利回りは、平成12年度までは預託分の実績、平成13年度以降は、預託分及び寄託分の実績である。